

第9回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和6年2月27日（火曜日） 開始 15:00 終了 17:00
会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員

12名

1番（会長） 原田 俊一 11番 安永 博行 19番 松田 富夫（4番欠番）
2番（会長代理） 奥村 千扶子 12番 野邊 康徳 20番 島田 正弘
3番 田中 達成 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司
5番 森 通弘 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦

欠席農業委員

1名

6番 牧野 菜那

出席推進委員

13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

欠席推進委員

0名

議事録署名委員

11番 安永 博行、19番 松田 富夫

議事日程

第1 報 告（解約） 農地法第18条第6項の規定による届出について
第2 議案第 53号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3 議案第 54号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第4 議案第 55号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第5 議案第 56号 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第6 議案第 57号 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
第7 議案第 58号 農用地利用集積等促進計画の要請について（新規）
第8 議案第 59号 農用地利用集積等促進計画の要請について（再配分）
第9 議案第 60号 荒廃農地調査に伴う非農地判断について
第10 議案第 61号 令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について
第11 議案第 62号 農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱いについて

出席事務局

4名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一
調整係長 内田 葵 主 事 野邊 恵利菜

議長（1番）

ただいまから、第9回農業委員会定例総会を開催いたします。
本日は、6番委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は『農業委員12名、農地利用最適化推進委員13名』でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員の過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議長（1番）

議事録署名委員の指名

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、
11番 安永 博行 委員
19番 松田 富夫 委員 をお願いします。

議長（1番）

議案の訂正・取下げ

審議に入ります前に、送付議案書の訂正並びに取下げがありますので、事務局の説明を求めます。

事務局

議案の取り下げと訂正をお願いします。まず、8ページをお開き下さい。議案第55号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番の取り下げをお願いします。理由につきましては、当初申請地周辺は原野化していたため、農業機械の搬入出や飼料等の作付けが懸念されたことからクヌギの植林を検討しました。しかし、令和6年2月22日に行われた現地調査において、農地の現況が畑であり、有効活用を図るため耕作することを譲受人と譲渡人の双方で検討した結果、農地法第3条申請を行うこととなったため、同日付で取下願いが提出されたところでございます。続きまして、5ページをお開きください。議案第53号農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号4番でございますが、渡人の申請事由の「現在の耕作者へ売り渡す」を「現在の耕作者へ譲り渡す」へ訂正をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりであります。

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（1番）

ただちに議案審議に入ります。

まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。

今回の合意解約は9件でございます。内容といたしましては、耕作者変更、農地売却、貸し人の申出が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議案第53号：農地法第3条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番から8番の8件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号1番から8番の所有権移転に関する8件であります。

事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第3条第2項各号の不許可の事由につきましては、

1号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況、労働力、技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合

3号) 今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること

4号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合

5号) 今回の申請農地を、転貸しようとする場合

6号) 周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合であります。

今回の申請番号1番から8番の8件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、8番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

8番委員

議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番については、渡人は県外在住で管理できないため、受人へ売り渡し、受人は申請地に水稻を作付けする計画です。受人世帯は毎年水稻を作付けしており、農業従事状況については、本人が300日、妻が250日、父が300日、母が200日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は飼料用稲や水稻が作付けされていますが、農薬の使用については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、申請番号1番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に2番について、10番委員より説明をお願いします。

10番委員

議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号2番の所有権移転に関する1件でございます。2番については、渡人は高齢で管理できないため、現在耕作中の受人へ譲り渡し、受人は申請地にゴボウを作付けする計画です。受人は毎年ゴボウと水稻を作付けしており、農業従事状況については、本人が260日、夫が260日、母が60日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺はかんしょやゴボウが作付けされていますが、農薬の使用については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、申請番号2番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に3番について、16番委員より説明をお願いします。

16番委員

議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号3番の所有権移転に関する1件でございます。3番については、受人は、農地を交換し申請地を耕作しておりましたが、今回名義変更を行うため申請されたものです。申請地には、これまでどおり家庭菜園として季節の野菜や果樹を植栽し、全ての農地を効率的に利用する計画でありますので、全部効率要件を満たしております。また、労働力については、本人が60日、妻が150日の従事計画であります。農作業に必要なトラクターや動力噴霧器について

16番委員

は兄より借り受け、これまでも家庭菜園として耕作されているため技術面においても問題ないと考えます。申請地の周囲は、東側は山林、西側は道路、北側は宅地、南側は水路と農地に隣接していますが面的集積には影響なく、地域計画の作成にあたり、現在の「人・農地プラン」のエリア外であるため問題ありません。なお、自家消費用でありますので、特に農薬は使用されず、定期的な草刈り作業を行うとのことであります。以上、申請番号3番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に4番について、17番委員より説明をお願いします。

17番委員

議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号4番の所有権移転に関する1件でございます。4番については、受人が家庭菜園として利用する畑と一体となっていることから、受人は申請地を譲り受け、今後は大根、ニンジン、玉ねぎなどの季節野菜やアボカド等を作付けし、すべての農地を効率的に耕作する計画でありますので、全部効率利用要件を満たしています。また、労働力については、本人が市外在住者であります。週3日程度串間市に帰省し、年間150日の従事計画があり、作業機械については、耕運機とトラクターを所有しています。技術面については、これまでも家庭菜園をしているため問題ないと考えます。また、申請地の東側と西側は原野で、北側と南側は農地であります。北側は申請地より2m高く、南側は2m低くなっていることから、高低差があり分断されますので面的集積に影響はなく、地域計画の作成にあたり、現在の「人・農地プラン」エリア外であるため問題ありません。なお、自家消費用でありますので、特に農薬は使用されず、定期的な草刈り作業を行うとのことであります。以上、申請番号4番の所有権移転に関する1件を調査しましたが、何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に5番について、18番委員より説明をお願いします。

18番委員

議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号5番の所有権移転に関する1件でございます。5番については、渡人の規模縮小に伴い受入へ売買し、かんしょを作付される計画です。受人世帯においては、毎年、かんしょ、水稻、飼料用稲の作付けを行っており、農業従事状況については、本人が年間150日、妻が150日、子が150日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく、効率的な農業経営を行っていかれると考えます。また、申請地の周辺地域は、かんしょが作付けされておりますが、農薬の使用については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、申請番号5番の所有権移転に関する1件を調査しましたが、何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に6番について、22番委員より説明をお願いします。

22番委員

議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号6番の所有権移転に関する1件でございます。6番については、渡人は高齢で管理できないため、申請地に自宅が隣接し、現在家庭菜園として利用している受人が買い受けるため申請されています。申請地には、エンドウ豆、かぼちゃなどの季節野菜、すもも、柿などの果樹を栽培し、全ての農地を効率的に利用する計画でありますので、全部効率要件を満たしております。また、労働力については、本人が330日の従事計画であり、機械保有については、草刈り機を所有しています。技術面においては、これまでも家庭菜園をしているため問題ないと考えます。申請地の周囲は、北側と東側は山林、西側は自宅であり、南側には農地が隣接しています。隣接農地との間には道路があり、申請地は2mほど高い位置にあるため、周辺農地での面的集積に影響はありません。また、地域計画の作成にあたり、現在の「人・農地プラン」のエリア外であるため問題ありません。農薬の使用については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、申請番号6番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に7番について、27番委員より説明をお願いします。

27番委員

議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号7番の所有権移転に関する1件でございます。7番については、渡人は市外在住で管理できないため、現在耕作中の受人へ売り渡し、受人は申請地に水稻を作付けする計画です。受人は毎年水稻とゴボウとオクラを作付けしており、農業従事状況については、本人が300日、妻が250日、義理の妹が150日の従事があり、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周囲は水稻地帯であります。農薬の使用については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、申請番号7番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に8番について、26番委員より説明をお願いします。

26番委員

議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号8番の所有権移転に関する1件でございます。8番については、渡人は非農家で管理できないため、申請地周囲を所有し現在耕作中である受人へ売り渡し、受人は申請地に飼料を作付けする計画です。受人は毎年水稻と飼料を作付けしてお

26番委員

り、農業従事状況については、本人が300日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周囲は受人所有地で同じく飼料の作付けがありますが、農薬の使用については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、申請番号8番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第53号、申請8件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第53号、申請8件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第53号、申請8件は許可することに決定いたします。

議案第54号：農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議長（1番）

次に議案第54号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第54号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は、申請番号1番の1件であります。

農地法第4条第6項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1号イ) 今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

1号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、申請内容にある目的に転用することが確実に認められない場合

事務局

4号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

申請番号1番の1件の申請地農地区分は、本年2月27日付で農振農用地区域内からの除外公告が行われたため、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので、農地法第4条第6項第1号ロには該当しておりません。したがって、事務局によります申請書類の審査において、今回の申請番号1番の1件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、3番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

3番委員

議案第54号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の1件でございます。1番については、申請地は鳥獣被害が多く耕作困難となったため、今後は杉を植林し、山林として管理するため申請されたものです。申請地図面の1ページから3ページをお開きください。申請地の北側と西側は山林で東側と南側に農地が隣接していますが、畦畔があり隣接農地からは2m間隔をあけて植林する計画であるため、土砂流失等の影響はないと思われます。また、雨水は自然浸透で問題ありません。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第54号、申請1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第54号、申請1件を決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 5 4 号、申請 1 件は許可相当としますが、申請面積が 3 0 アールを超えますので、農地法第 4 条第 4 項の規定に基づき、宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。

議案第 5 5 号：農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

議長 (1 番)

次に議案第 5 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。5 番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、退室をお願いします。暫時休憩します。

(5 番委員 退室)

議長 (1 番)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 5 5 号は、申請番号 1 番の取下げがありましたので、2 番から 7 番の 6 件の審議を行います。先に 5 番の 1 件を議題といたします。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 5 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、申請番号 2 番から 7 番の 6 件であります。先に申請番号 5 番の所有権移転に関する 1 件について説明します。

農地法第 5 条第 2 項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1 号イ) 今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

1 号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2 号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3 号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合

4 号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

申請番号 5 番の 1 件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第 2 種農地」に区分されますので、農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロには該当しておりません。

事務局

したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の申請番号5番の1件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当していないため、許可要件を全て満たしていると思われまます。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、9番委員より申請番号5番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

9番委員

議案第55号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号5番の1件でございます。5番については、渡人は市外在住で管理できないため、隣接地を所有している受人へ譲渡するものです。申請地は鳥獣被害が多く耕作困難であるため、受人が植林し今後は山林として管理するため申請されたものです。申請地図面の12ページから14ページをお開き下さい。申請地に隣接する農地はなく、雨水についても自然浸透で問題ないため土砂流失等の影響はないと思われまます。以上、申請番号5番の1件について調査いたしました。が、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第55号、申請番号5番について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第55号、申請番号5番を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということでありまますので、議案第55号、申請番号5番は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

暫時休憩します。

(5 番委員 入室)

議長 (1 番)

休憩前に引き続き、会議を開きます。
それでは次に、申請番号 2 番から 4 番と 6 番から 7 番の 5 件を議題といたしまして審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 5 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、申請番号 5 番を除く 2 番から 7 番の 5 件について説明します。農地法第 5 条第 2 項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、先程ご説明したとおりでございます。

申請番号 2 番から 4 番と 6 番から 7 番の 5 件の申請地農地区分は、農用区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第 2 種農地」に区分されますので、農地法第 5 条第 2 項第 1 号口には該当しておりません。

したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の申請番号 2 番から 4 番と 6 番から 7 番の 5 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を全て満たしていると思われれます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、1 3 番委員より申請番号 2 番から 4 番の 3 件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

1 3 番委員

議案第 5 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 2 番から 4 番の 3 件でございます。この 3 件については申請内容が同じでありますので一括して報告します。この 3 件の申請人は林業を行っていますが、所有する山林の周辺に申請地の公売相談があり、所有山林と一体的な管理を行うため公売に参加し、買い受けることが決定したため申請されたものです。申請地図面の 7 ページから 1 1 ページをお開き下さい。申請地に隣接する農地はなく、雨水についても自然浸透で問題ないため土砂流失等の影響はないと思われれます。以上、申請番号 2 番から 4 番の 3 件について調査いたしました。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 (1 番)

次に 6 番について、2 0 番委員より説明をお願いします。

20番委員

議案第55号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号6番の1件でございます。6番については、申請地には渡人の亡父が生前に植林を行っており、相続をしたが県外在住で管理できないため、今後は林業経営する受会社が山林として管理したく、始末書添付で申請されたものです。申請地図面の15ページから28ページをお開きください。申請地に隣接する農地はなく、雨水は自然浸透で問題ないため、土砂流失等の影響はないと思われます。以上、申請番号6番の1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次の7番は、私の報告案件でありますので、議長を会長代理に交代します。

議長（2番）

会長より議長を交代します。

それでは、申請番号7番について、1番委員より調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

1番委員

議案第55号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号7番の1件でございます。7番については、申請地には渡人の亡父が生前に植林を行っており、申請地周囲を所有する受人が今後も果樹園等の防風林として利用したく申請されたものです。申請地図面の29ページから31ページをお開きください。申請地に隣接する農地は受人所有地であり、雨水は自然浸透で問題ないため、土砂流失等の影響はないと思われます。以上、申請番号7番の1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第55号、申請番号2番から4番と6番から7番の5件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（2番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第55号、申請番号2番から4番と6番から7番の5件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（2番）

異議なしということですので、議案第55号、申請番号2番から4番と6番から7番の5件は許可相当としますが、6番は申請面積の合計が30アールを超えますので、農地法第5条第3項の規定に基づき、宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。また、2番から4番と7番の4件は、意見を付して県へ副申いたします。

会長へ議長を交代します。

農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案

議長（1番）

会長代理より議長を交代します。

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前にあらかじめ市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。

事務局

令和6年2月分につきましては、串間市長より令和6年2月19日付で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。内容につきましては、議案第56号、所有権移転が2件、面積が4,708㎡、議案第57号、利用権設定が12件、面積が34,347㎡でございます。以上でございます。

議長（1番）

それではただいまから市の提案について審議に入ります。

議案第56号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議長（1番）

議案第56号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号1番と2番の2件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第56号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号1番と2番の2件について説明します。

「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項、第1号) 今回の農用地利用集積計画の内容が串間市の基本構想に適合するものであること
第2号イ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

事務局

第2号口) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることであり、事務局によります申請書類の審査において、申請番号1番と2番の2件については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の該当要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長 (1番)

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、8番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

8番委員

議案第56号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である申請番号1番の1件を報告します。1番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集約となることから農地等の利用の最適化が図られるため、申請番号1番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 (1番)

次に2番について、16番委員より説明をお願いします。

16番委員

議案第56号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である申請番号2番の1件を報告します。2番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集約となることから農地等の利用の最適化が図られるため、申請番号2番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 (1番)

説明はお聞きのとおりでございます。
これより議案第56号、申請番号1番と2番の2件について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 (1番)

ないようですのでお諮りいたします。
議案第56号、申請番号1番と2番の2件を承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長（1番）

異議なしということですので、議案第56号、申請番号1番と2番の2件は承認し市へ通知いたします。

議案第57号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議長（1番）

次に議案第57号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分ですが、5番委員と25番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、退室をお願いします。

暫時休憩します。

（ 5番委員、25番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号は、申請番号1番から12番の12件ですが、先に2番と12番の2件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第57号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号2番と12番の2件を説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第56号で説明いたしました、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の該当要件をすべて満たしていると思われま。また、申請番号12番の1件につきましては、所有者死亡により相続人代表での申請となっております。渡人である所有者が死亡している場合には、同項第4号の規定により、所有権を有するすべての者の同意が得られていることとなっておりますが、契約期間が20年を超えない利用権設定の場合には、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られていれば足りることとなっております。12番につきましては、契約期間が20年を超えておらず、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られているため問題ありません。皆様のご審議をお願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、9番委員より申請番号2番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

9 番委員

議案第 5 7 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は申請番号 2 番の 1 件になります。2 番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に 1 2 番について、2 7 番委員より説明をお願いします。

2 7 番委員

議案第 5 7 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は申請番号 1 2 番の 1 件になります。1 2 番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第 5 7 号、申請番号 2 番と 1 2 番の 2 件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 5 7 号、申請番号 2 番と 1 2 番の 2 件を承認してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1 番）

異議なしということでありますので、議案第 5 7 号、受付番号 2 番と 1 2 番の 2 件は承認し市へ通知します。暫時休憩します。

（ 5 番委員、2 5 番委員 入室 ）

議長（1 番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、申請番号 1 番と 3 番から 1 1 番の 1 0 件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第57号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号1番と3番から11番の10件を説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第56号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の該当要件をすべて満たしていると思われま。また、申請番号4番と5番の2件につきましては、所有者死亡により相続人代表での申請となっておりますが、契約期間が20年を超えておらず、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られているため問題ありません。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、9番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

9番委員

議案第57号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は申請番号1番の1件になります。1番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定新規就農者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に3番から6番の4件について、21番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第57号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は申請番号3番から6番の4件になります。この4件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者及び地域の担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に7番について、22番委員より説明をお願いします。

22番委員

議案第57号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は申請番号7番の1件になります。7番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）

次に８番から１１番の４件について、２４番委員より説明をお願いします。

２４番委員

議案第５７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は申請番号８番から１１番の４件になります。この４件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第５７号、申請番号１番と３番から１１番の１０件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第５７号、申請番号１番と３番から１１番の１０件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第５７号、申請番号１番と３番から１１番の１０件は承認し市へ通知します。

議案第５８号：農用地利用集積等促進計画の要請について（新規）

議長（１番）

次に議案第５８号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による、農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、申請番号１番から６番の６件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第５８号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、申請番号１番から６番の６件について説明します。

「農用地利用集積等促進計画の認可要件」につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条

事務局

第5項、

第1号) 農用地利用集積等促進計画の内容が、宮崎県の定める基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること

第2号イ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

第2号ロ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

であり、事務局によります申請書類の審査において、申請番号1番から6番の6件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号・第2号の該当要件をすべて満たしていると思われま

す。
また、申請番号2番と3番と5番の3件については、所有者死亡により、相続人代表での申請となっておりますが、同項第4号の規定により、所有権を有する全ての者の同意が得られていることとなっております。

ただし、契約期間が40年を超えない貸借権の設定の場合には、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られていれば足りるとなっております。申請3件につきましては、契約期間が40年を超えておらず、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られているため、該当要件を満たしていると思われま

す。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、9番委員より申請番号1番から4番の4件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

9番委員

議案第58号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号1番から4番の4件を報告します。この4件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長（1番）

次に5番について、10番委員より説明をお願いします。

10番委員

議案第58号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号5番の1件を報告します。5番においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長（１番）

次に６番について、２２番委員より説明をお願いします。

２２番委員

議案第５８号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号６番の１件を報告します。６番においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、地域の担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第５８号、申請番号１番から６番の６件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第５８号、申請番号１番から６番の６件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第５８号、申請番号１番から６番の６件は農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議案第５９号：農用地利用集積等促進計画の要請について（再配分）

議長（１番）

次に議案第５９号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、申請番号１番の１件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第５９号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、申請番号１番の１件について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第５８号で説明いたしました、「農用地利用集積等

事務局

促進計画の認可要件」であります農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号・第2号の該当要件をすべて満たしていると思われます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

7番委員

議案第59号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、申請番号1番の1件を報告します。1番においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第59号、申請1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第59号、申請番号1番の1件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第59号、申請番号1番の1件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議案第60号：荒廃農地調査に伴う非農地判断について

議長（1番）

次に議案第60号、荒廃農地調査に伴う非農地の判断について、該当地区合計の407筆を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第60号、荒廃農地調査に伴う非農地判断について、説明します。

提案理由につきましては、平成21年12月15日施行の改正農地法により、農林水産省令で定める基準に従い、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を、平成29年3月30日に制定しました串間市農業委員会非農地判断基準に照らし合わせたうえで、本会で判断するため審議を求めるものでございます。候補地につきましては、令和6年1月31日に各地区委員会で協議していただきました、「再生困難な農地（B分類）」のうち、周辺を山林・原野に囲まれて一団化しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断された農地となります。各地区の状況は、福島地区15筆、大東地区283筆、本城地区51筆、市木地区58筆、合計407筆となります。

串間市農業委員会非農地判断基準で「非農地判断の対象とならない農地」として定めてあります、事務局による関係法令確認事項は、農振農用地区域内の農地、農業者年金経営移譲対象農地（特定処分対象農地）、贈与税及び相続税の納税猶予対象農地、人工的に植林された農地、無断転用農地、使用収益権が設定されている農地であります。現況が山林で「人工的に植林された農地」に該当する場合がありますが、10年以上経過しており、将来的にも農地として使用することが困難であるため、判断基準の「非農地判断の対象とする農地」として判断したところであります。

次に、「非農地判断の対象とならない農地」のうち、国庫補助等を活用し基盤整備事業等を行った、または行う予定がある農地に関して、関係機関であります串間市、はまゆう農業協同組合、串間市大東農業協同組合、宮崎県農業共済組合、南那珂農林振興局に対して調査を行った結果、各地区から提出された407筆に関しまして、事業実施または予定がないため影響はないとの回答を頂いております。

したがいまして、今回の407筆につきましては、串間市農業委員会非農地判断基準を満たしていると思われれます。皆さんのご審議をお願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

それでは審議に入ります前に、15番委員と20番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、退室をお願いします。

暫時休憩します。

（ 15番委員、20番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、各地区委員会より意見聴取を行います。

まず、福島地区の大字奴久見の15筆について、3番委員より説明をお願いします。

3 番委員

議案第 60 号、荒廃農地調査に伴う非農地の判断について、福島地区の大字奴久見 15 筆について説明します。令和 6 年 1 月 31 日に福島地区委員会で協議した結果、該当地及びその周辺の土地は原野化しているため、「農地法の運用について：第 4 の（4）のア」に規定されている、「その土地が森林の様相を呈しているなど農地を復旧するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当し、また、串間市農業委員会非農地判断基準を満たしているため、非農地とすることは妥当であると考えます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

次に大東地区の大字大平・一氏・大矢取の合計 283 筆について、11 番委員より説明をお願いします。

11 番委員

議案第 60 号、荒廃農地調査に伴う非農地の判断について、大東地区の大字大平・大字一氏・大字大矢取の合計 283 筆について説明します。令和 6 年 1 月 31 日に大東地区委員会で協議した結果、該当地及びその周辺の土地は山林及び原野化しているため、「農地法の運用について：第 4 の（4）のア」に該当し、また、串間市農業委員会非農地判断基準を満たしているため、非農地とすることは妥当であると考えます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

次に本城地区の大字本城の 51 筆について、19 番委員より説明をお願いします。

19 番委員

議案第 60 号、荒廃農地調査に伴う非農地の判断について、本城地区の大字本城の 51 筆について説明します。令和 6 年 1 月 31 日に本城地区委員会で協議した結果、該当地及びその周辺の土地は山林及び原野化しているため、「農地法の運用について：第 4 の（4）のア」に該当し、また、串間市農業委員会非農地判断基準を満たしているため、非農地とすることは妥当であると考えます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

次に市木地区の大字市木の 58 筆について、25 番委員より説明をお願いします。

25 番委員

議案第 60 号、荒廃農地調査に伴う非農地の判断について、市木地区の大字市木の 58 筆について説明します。令和 6 年 1 月 31 日に市木地区委員会で協議した結果、該当地及びその周辺の土地は山林及び原野化しているため、「農地法の運用について：第 4 の（4）のア」に該当し、また、串間市農業委員会非農地判断基準を満たしているため、非農地とすることは妥当であると考えます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。
各地区合計 407 筆について、質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 (1 番)

ないようですので、お諮りいたします。

今回提出した合計 407 筆について、各委員から報告のあったとおり、現況が山林及び原野であることから、農地法第 2 条第 1 項に定義されている、「耕作の目的に供される土地」に該当しないため、非農地と判断することに、決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 60 号で審議しました合計 407 筆は、非農地とすることに決定し、所有者及び土地管理者へ非農地決定通知書を発行します。

また、決定通知を、宮崎地方法務局・日南支局、串間市税務課、南那珂森林組合へ通知するとともに、今回照会を行った関係機関へも併せて通知します。

暫時休憩します。

(15 番委員、20 番委員 入室)

(追加議案書配布)

追加議案第 61 号：令和 5 年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について

議長 (1 番)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、事務局より配布されました、追加議案第 61 号、令和 5 年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について議案とします。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 61 号、令和 5 年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について、説明いたします。提案理由につきましては、2 月 7 日に開催しました農業者との意見交換会で出された意見並びに各委員より提出された農地等利用最適化推進施策に関する意見を取りまとめましたので、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項に基づき、農地等利用最適化推進施策について意見書を串間市に提出するものであります。意見内容については、別紙、意見書に基づき説明いたします。

(意見書説明) 説明は以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいま提案された議案について、意見があれば出して下さい。

15番委員

農業委員会の中で常々考えていますが、本市は土地利用型作物の振興が重要でありますので、基盤整備等を推進しながら多様な生産ができる仕組みづくりを図っていく必要があると思います。その為には、地域の現状を踏まえた取り組み支援などの意見書を提出していくことが大事であると考えております。

議長（1番）

ありがとうございます。他に意見はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

それではお諮りいたします。
令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、内容のとおり意見書を串間市へ提出してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第61号、令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書を、内容のとおり提出することに決定いたします。また、意見書は島田市長へ3月13日（水曜日）に、私と会長代理で提出いたします。

追加議案第62号：農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱いについて

議長（1番）

次に追加議案第62号、農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱いについて議案といたします。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第62号、農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱いについて、説明いたします。提案理由につきましては、農業委員会の事務局職員は、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、農業委員会が任免することとされています。しかし、市当局との日程の都合上、臨時総会を開催しての任免を農業委員会として行うことができないため、農業委員会の事務局職員の異動の協議がある場合には、その任免につい

て会長に一任することを提案いたします。内容につきましては、農業委員会事務局職員の任免については、令和6年3月1日から令和7年2月28日の期間、農業委員会として会長にその任免を一任し、事後総会で報告するものです。説明は以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいま事務局より説明がありましたが、何か質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですので、農業委員会事務局職員の異動に伴う任免については、市当局より異動に関する協議が、令和6年3月1日から令和7年2月28日の期間になされた場合、会長職に任免を一任することを、決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第62号、農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱いについては、会長職に任免を一任することを決定いたします。

議長（1番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。
以上を持ちまして、第9回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和6年2月27日

1番 (会長) 原田 俊一

2番 (会長代理) 奥村 千扶子

議事録署名委員

11番 安永 博行

19番 松田 富夫